

合理的配慮の提供の義務化

資料 6

障害者差別解消法により、障がいのある方から「配慮をしてもらいたい」と意思表示があった場合、
行政機関や民間事業者は、**過重な負担とならない範囲**において必要かつ合理的な配慮を行う**義務**があります。
事業者はこれまで努力義務でしたが、令和 6 年 4 月 1 日から事業者も合理的配慮の提供が義務化されました。

ポイント

- 💡 障がい者手帳を持っている・持っていないは関係ありません。
- 💡 民間事業者とは企業だけでなく、営利・非営利問わず、
個人事業者やボランティア組織なども含まれます。

合理的配慮の提供とは

- 日常生活・社会生活において提供されている設備やサービス等については、障害のない人は簡単に利用できるでも、障害のある人にとっては利用が難しく、結果として障害のある人の活動などが制限されてしまう場合があります。
 - このような場合には、障害のある人の活動などを制限しているバリアを取り除く必要があります。このため、障害者差別解消法では、行政機関等や事業者に対して、障害のある人に対する「合理的配慮」の提供を求めています。
 - 具体的には、
 - ① 行政機関等と事業者が、
 - ② その事務・事業を行うに当たり、
 - ③ 個々の場面で、障害者から「社会的なバリアを取り除いてほしい」旨の意思の表明があった場合に
 - ④ その実施に伴う負担が過重でないときに
 - ⑤ 社会的なバリアを取り除くために必要かつ合理的な配慮を講ずることとされています。
 - 合理的配慮の提供に当たっては、障害のある人と事業者等との間の「建設的対話」を通じて相互理解を深め、共に対処案を検討していくことが重要です（建設的対話を一方的に拒むことは合理的配慮の提供義務違反となる可能性もあるため注意が必要です）。
- ※「意思の表明」には、障害特性等により本人の意思表示が困難な場合に、障害者の家族や介助者など、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含まれます。
- ※「合理的配慮の提供」に当たっては、障害のある人の性別、年齢、状態等に配慮するものとし、特に障害のある女性に対しては、障害に加えて女性であることも踏まえた配慮が求められることに留意する必要があります。

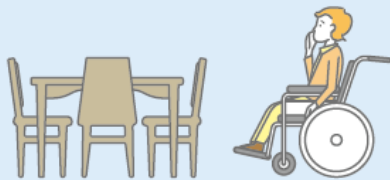
出典：内閣府「令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されます！」

合理的配慮の具体例

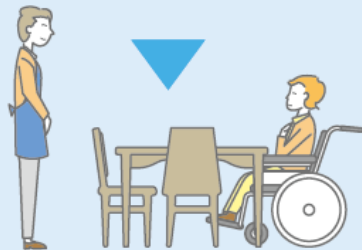
合理的配慮の具体例

※合理的配慮の内容は個別の場面に応じて異なるものになりますので、以下の例はあらゆる事業者が必ずしも実施するものではないこと、また以下の例以外であっても合理的配慮に該当するものがあることに留意しましょう。

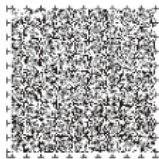
物理的環境への配慮 (例：肢体不自由)



【障害のある人からの申出】
飲食店で車椅子のまま着席したい。



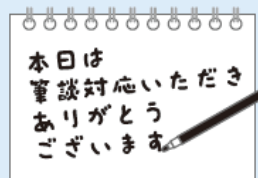
【申出への対応（合理的配慮の提供）】
机に備え付けの椅子を片付けて、車椅子のまま着席できるスペースを確保した。



意思疎通への配慮 (例：弱視難聴)

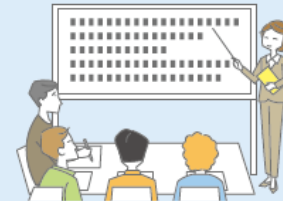


【障害のある人からの申出】
難聴のため筆談によるコミュニケーションを希望したが、弱視でもあるため細いペンや小さな文字では読みづらい。



【申出への対応（合理的配慮の提供）】
太いペンで大きな文字を書いて筆談を行った。

ルール・慣行の柔軟な変更 (例：学習障害)



【障害のある人からの申出】
文字の読み書きに時間がかかるため、セミナーへ参加中にホワイトボードを最後まで書き写すことができない。



【申出への対応（合理的配慮の提供）】
書き写す代わりに、デジタルカメラ、スマートフォン、タブレット型端末などで、ホワイトボードを撮影することとした。

出典：内閣府「令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されます！」

過重な負担について

「過重な負担」の判断は、具体的な場面や状況に応じて、申し出に対応することにより生じる**事業への影響、費用、技術的・人的制約**などを考慮して、総合的、客観的に判断する必要があります。

過重な負担が生じるときは、申し出どおり行う義務はありませんが、求められている配慮に100点満点で応えられないからゼロ（何もしない）ではなく、可能な範囲でどのような対応ができるか、建設的な解決策を検討することが重要です。

合理的配慮の提供義務に反しない例

- ①必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること
例) 飲食店において食事介助を求められたが断った。
- ②障がいのない方と同等の機会提供を受けるためのものであること
例) 抽選制の限定商品について、抽選申込が難しいから商品を確保してほしいと求められたが断った。
※抽選申込の方法を簡単にすることは検討するべきです。
- ③業務の目的・内容・機能の本質的な変更がないこと
例) オンライン講座実施の際、「オンラインでの集団受講では理解が難しい」と個別対面指導を求められたが断った。

※あくまで考え方の一例で、実際には個別に判断が必要です。

長岡京市の条例

- 長岡京市では「誰もが共に自分らしく暮らす長岡京市障がい者基本条例」の第10条で合理的配慮の提供について定めています。
- 上記の条例では、「社会的障壁の除去の必要性をできる限り汲み取り」とし、申出より前に障がいのある人に対して合理的配慮の提供を行うようとしているため、法律よりも一歩先を行く条例となっています。

事業者向けガイドライン

- 事業を所管する国の行政機関は、事業者が適切に対応できるようにするために、不当な差別的取扱いや合理的配慮の具体例を盛り込んだ「対応指針」を定めることとされています。事業者は「対応指針」を参考にして、障害者差別の解消に向けて自主的に取り組むことが期待されています。
- 事業者が法律に反する行為を繰り返し、自主的な改善を期待することが困難な場合等には、国の行政機関に報告を求められたり、助言、指導若しくは勧告をされる場合があります。
- 事業者の事業を所管する国の行政機関の作成した「対応指針」については、下記のサイトに掲載しています。合理的配慮の具体例や業種ごとの留意事項等を確認する際には「対応指針」もあわせて参照しましょう。

⇒ 内閣府 HP（関係府省庁所管事務分野における対応指針）

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/taioshishin.html>

⇒ 相談窓口一覧

https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/soudan/taiou_shishin.pdf

出典：内閣府「令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されます！」

【参考】障害福祉差別解消法 福祉事業者向けガイドライン

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001239192.pdf>